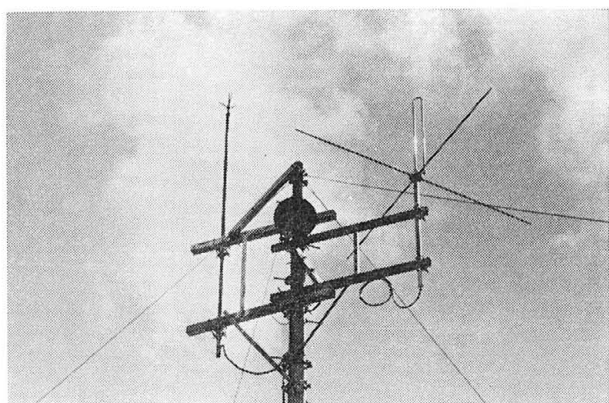


第十編
広報活動



発信アンテナ

第10編 広報活動

第一章	小走（こぼしり）	……	五四七
第二章	村営私設電話	……	五四八
第三章	広報放送施設	……	五五〇
第四章	面河村の広報紙	……	五五四

第一章 小走（こぼしり）

藩政時代の久万山には久万山代官所があった。また、それぞれの村には庄屋・小走・使番を置き、当時の村の広報は、小走こぼしりが庄屋の命を受けて、村の行政、年貢の取立などのいわゆる「おふれ（触）」を、広く人々に口伝えで、伝えたものである。庄屋の配下ではあるが、庄屋同様代官所から給米を支給された。当時の記録によると、柚野村小走四人、給米年八俵、大味川村小走三人、給米年三俵三斗となっている。（久万山手鑑）

やがて庄屋が廃止されて戸長になっても、小走の広報伝達の任務は、従前どおりであった。

明治二十三年（一八九〇）町村制実施とともに柚野村、大味川が合併して、柚川村となり、戸長に代わって、大組長（前組・相ノ峰・笠方・波草・大成・本組・中組・川ノ子・相ノ木・若山）を置いた。大組長はその部落の選挙によって、選ばれた部落の代表であるが、自動的に村の行政機関の一員で、また、村、部落の広報の手段としての任務を持っていた。

村からの知らせは大組長へ、大組長は配下の小走をして、行政・税金又は部落内の行事などについて、主として徒歩により、口伝で広報活動を行った。

昭和二十二年（一九四七）、大組長に代わる嘱託員制度が生まれた。小走りはなくなり、村の広報は定期の嘱託員会又は随時文書により、各部落に伝達することとなった。

広報も行政と並行して、縦割りで行われ、現在に至っている。

第二章 村営私設電話

昭和六年（一九三二）ごろから村営の私設電話を設置し、広報の伝達を即刻しかも円滑ならしめた。

はじめは村の連絡手段として大組単位に通話を開始したが、しだいに、希望に応じて個人にまで取り付けることとなった。しかし電話線・電柱・電話機など、当時としては相当の経費がかかるため、昭和十六年二月、新居浜市住友鉱業株式会社別子鉱業所から、一五〇〇円の寄付を受けている。

昭和十四年戦争たけなわのころ、笠方部落から、電話架設について、次のような陳情書が提出されている。

防空用電話架設ノ義陳情書（原文のまま）

当部落ハ村役場ヨリ離ル、コト殆ド二里ニシテ防空ノ通報等ノ伝達ニ自転車ヲ以テ行ヒツ、アルモ道路至ツテ悪ク殊ニ冬季ハ積雪ノ為自転車ヲ用フル事能ハザル場合多クシテ防空警報ノ通達ガ完全ニ実施不可能ノ次第二有之候ニ付村役場ト当部落間ニ電話ヲ架設シ以テ防空通報ノ完備ヲ期セラル様急速ニ御取運被下度之レガ経費ノ負担ニ就テハ当部落ニ於テ相当ノ犠牲ヲ払フ所存ニ有之候ニ付何卒特別ノ御取計ニテ急速ニ実施方御願申上候

昭和十四年十月三十一日

面河村笠方 面河村警防団第三分団

分団長 八幡光政

班 長 津島信一

笠方家庭防空組合長

笠方大組長

菅野正之

面河村長八幡文太郎殿

これにより、当時の広報活動の困難さをつぶさにしのぶことができる。

戦争中の兵士の動員令の伝達、戦没者の通報などは、村役場から徒歩で、村内の各該当者に伝達された。雨・風・雪にかかわらずなく、特に夜間は役場備付けの弓張提灯ちようちんをさげて伝達が行われていた。

そうした非常時の通達も、私設村営電話により、役場から部落へ、また部落間の通話は、役場の私設交換台から、それぞれ伝えられたものである。

県道・町村道の発達整備・自動車交通・そして電話の普及により私設村営電話も、戦後（昭和二十年）姿を消した。

第三章 広報放送施設

有線放送は全国各所で、役場農業協同組合・公民館を中心に、普及している。特に農山村地域では、重要な広報手段である。

昭和三十二年大味川本組部落は、部落単独で当時の城山小学校に放送施設を設け、城山小学校校合併後、旧校舎を城山公民館に転用、これに伴い公民館活動として、放送施設を充実整備した。（工費約一五万円）

波草部落も同様、昭和三十三年三月農業協同組合に有線放送施設を設置した。

これらと相前後して、川ノ子部落も工費約四万円を投じて、独自の放送を開始した。

昭和三十九年、相ノ峰部落は、相ノ峰公民館建築と同時に、工費約一五万五〇〇〇円で、公民館に、放送施設を設置している。

面河村においても、昭和四十五年以降、役場からの緊急伝達・農業協同組合からの連絡・部落内の行事・小・中学校からの通達・並びに災害の通報などは、部落の有線放送を通じて、一般に即刻伝達されるようになった。

しかし、これらの放送施設も、昭和四十五年（村長青木定市）面河村一元の、農事放送施設に統合された。

昭和四十四年（一九一九）、振興山村農林漁業特別開発事業（第一次）として、農事放送施設が、面河村農業協同組合を事業主体として、昭和四十五年に完成した。

総事業費六三六万五〇〇〇円（国庫補助三一八万二〇〇〇円、村負担一五九万一〇〇〇円、農協並びに受益者負担一五九万

二〇〇〇Hz)。

施工箇所柚野二か所(洪草(農協)、相ノ峰(公民館))、大味川五か所(本組(公民館)、中組(公民館)、川ノ子(日野晴見)、相ノ木(集会所)、若山(菅英郎))、事業量五八五戸、二〇六一人に利用されたが前組・笠方大成地域は放送エリアに参加できず、村内一元化比率七〇%である。

PV線二万二七〇〇メートル、トランペットスピーカー二七、メインアンプ(ロッカー型五〇〇W)一台は、面河村農業協同組合事務所に置かれ、もう一台(デスク型・二二〇W)は城山公民館に設置された。

これにより、伝達事項が確実かつ迅速に、しかも、話し言葉で伝えられるので理解されやすいこと、火災など緊急を要す情報が速やかとなり、対策が早急にでき、犯罪防止などに役だつこと、農産物集荷・出荷、また、農林作業の指導連絡が迅速になったこと、学校と父兄との連絡事項の強化ができること、など生活上有効な影響を与えた。

しかし、この有線放送施設も、暴風雨・大雪などのとき、送信線が被害に遭い、緊急連絡が不可能になることもあった。

そのため、村当局は面河村役場をキーステーションとし、村内一〇か所にサブステーションを設ける無線放送施設設置計画について、県当局並びに関係方面に強力な働きかけをした。

同報無線局の開設についての要望書

昭和五三年九月二九日

四国電波監理局長殿

愛媛県上浮穴郡面河村

面河村長 中川鬼子太郎

当村は、愛媛県上浮穴郡の山間部に位置し、景勝面河溪を村内に包含し農林業を主産業とする農村であります。

当村は、村民を対象とした地方行政事務を円滑かつ迅速に遂行するための一端として、広報活動を重視しました活発にこれを行い、主要産業の基盤拡充・生活環境の改善・住民の福祉の向上等については特に留意した行政を心がけております。

このため、昭和四四年度に農林省構造改善事業の補助を受けて、有線放送装置を施設しましたが、広大な山間部の当村全域を網らするためには、有線の総延長は膨大であり、しかも集落から集落への連絡のために急しゅんな山岳部での工事がそのほとんどを占めております。しかしながら、この有線施設は災害発生（特に集中豪雨時の崖崩れ等）の都度断線事故を併発して、緊急時における運用に支障を来たすばかりでなく、復旧までの期間とその費用の問題等から広報活動は、当初計画の大幅な変更を余儀なくされている現状にあります。また、広報用自動車での村内の巡回、広報紙の発行等による広報は、地理的條件、迅速性に欠ける等、種々の制約を受けるため広報活動の効果を發揮することができません。

この解決のため、広報の周知徹底を図り、村内行事の通報を円滑に行い、災害時においても的確な通報を迅速に行う等、行政上の立体的連絡手段を種々検討した結果、同報用無線電話装置によるより他はないと判断し、今回その設置を計画した次第であります。

なお、計画の概要は次のとおりであります。

面河村役場内に同報用固定局を設置し、村内一斉および随時集落を選択して役場より情報を通報し、それぞれの集落に設置する受信機を通じて、附近の住民に対し拡声器によって伝達する方法を骨子としております。受信箇所は集落地区および観光地など村内で二三〇箇所を予定（音響試験によって決める）しておりますが、この予定地においては電波伝播試験を行い、実用上全く問題のない電界が得られることは既に確認しております。なお地区事情により一部有線を延長する部落が数箇所（三〇五）ある他、特に山間部の民家が離散しているところについては、数台の個別受信機を併用することを検討しております。

以上の事情でありますので、当面河村の同報用無線局の開設は是非とも必要でありますので、宜敷くお取り計らい下さるようお願いする次第であります。

その努力の結果、二か年継続事業で昭和五十三年十二月二十八日に着工の運びとなり、総工費三、七三〇万円の経費を投じ、同五十四年八月八日完成し放送を開始した。

これにより、村内全域に各種の伝達、緊急放送がいつせいに行われることとなった。また、地区の要請によっては該当地区のみの放送も可能となった。

この放送施設を利用して、朝のラジオ体操・六時・十二時・十七時の三回チャイム放送・朝七時・昼十二時定時放送を実施している。

第四章 面河村の広報紙

江戸時代の「高札」は、法度（はっと）、掟書（おきてがき）などを記し、人目をひく場所に高く掲げた板札（立札）であり、これは幕府藩主の一つの広報手段であった。

この高札は本村では、享保年間（一七二〇年代） 柚野・大味川村の各一か所（場所不明）に、御高札「切支丹御札」が建っていた記録がある。これは、キリスト教法度の御触（ふれ）であると推定できる。

明治二十三年柚川村役場が設置され、やがてこれが「揭示板」に変わり、もろもろの事がらが公示されるようになった。

その後昭和三十三年五月二十日、広報「おもご」（B版2型）の創刊号が、教育委員会の編集で発行された。

この広報も、昭和三十六年一月号をもって、経費と利用状況の都合で、休刊となった。

昭和四十九年一月（村長中川鬼子太郎）村報「おもご」（B4判）が、謄写版刷りで復刊、同五十年七月広報「おもご」（B4判）が、教育委員会主宰、面河村広報委員会が年六回定期的に発行され、現在に至っている。